

令和5年7月

お客様各位

石川県信用農業協同組合連合会

貯金規定等の一部改正について

当会では、以下の貯金規定等の一部改正することとしましたのでお知らせいたします。改正後の規定は、改正前からお取引いただいているお客様に対しても適用されますので、予めご了承ください。

また、改正後の規定を当会ホームページに掲載させていただきますので、ご確認いただけますようお願い申し上げます。

なお、印刷した規定の交付をご希望の場合は、当会窓口へお申し出ください。

記

1. 改正日 令和5年8月1日

2. 改正内容

令和5年度税制改正に伴う教育資金一括贈与の改正に基づいた改正

「教育資金贈与税非課税措置に関する特約」第4条

- (1) 贈与者の死亡日において、貯金者が23歳未満である場合の取扱について、一部見直しをします。
- (2) 贈与者が死亡した事実を知った場合および贈与者の死亡日以前に支払われたことを証する未提出の領収書等がある場合の取扱について一部見直しをします。

3. 改正規定等一覧

【貯金規定】教育資金贈与税非課税措置に関する特約